

(写)

長門市告示第 114 号

令和 2 年 6 月長門市議会定例会招集告示（令和 2 年長門市告示第 104 号）の付議
事件に次のとおり追加する。

令和 2 年 6 月 5 日

長門市長 江 原 達 也

追加付議事件

議案

第 25 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 2 年 6 月

長門市議会定例会

追 加 議 案

目 次

議案

第 25 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 25 号

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長門市国民健康保険条例（平成 17 年長門市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）

第 9 条 新型コロナウイルス感染症の影響により第 27 条第 1 項第 4 号の規定に該当する納付義務者が、令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料であって、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免を受けようとする場合の同条第 2 項の規定による申請書の提出期限については、同項の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長門市国民健康保険条例附則第 9 条の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。